

# 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の案に対する意見について

<縦覧に供した地域計画の案>

<縦覧期間>

<地域計画の案に対する意見書>

36計画

令和7年2月25日(火)～令和7年3月10日(月)

1件

項目	ご意見の概要	回答
1 「10年後」の欄のデータが「現状」の欄のデータと同じであることについて	「10年後」と「現状」の欄のデータが同じであり、まだ未検討であるならば空欄とし、「今後検討する」旨を欄外に脚注として記載すべきである。	当計画において、まずは現状維持を目標として策定したところであり、当計画は毎年見直していくものであるため、引き続き、実現に向けて随時更新しながら取り組んでまいります。
2 「地域内の農業を担う者」の定義等について	当事者の同意もなく、耕作(経営)しているかのように記載するのは不適切である。	意向調査に回答された方は、情報を「地域計画の策定」及び「実現に向けて」利用することに同意したものとしており、把握した情報をもとに取り組んでおります。
3 目標地図案作成方法について	意向調査に基づき作成したようだが、意向調査は1筆ごとに耕作状況や経営作物を確認するようなものとなっておらず、また未回答者が多い状況のもとで「農業を担う者一覧等」を作成するのは不適切である。	当計画は毎年見直していくものであるため、実現に向けて随時更新しながら、引き続き取り組んでまいります。
4 目標地図の案への「現状であること」の明記について	今回示された地図は、「現状」を示したものに過ぎないことから、地図欄外等に脚注として、「耕作等の現状を示したものであり、今後の検討状況に応じて目標として更新していく」等と明記すべきである。	当計画において、まずは現状維持を目標として策定したところであり、当計画は毎年見直していくものであるため、引き続き、実現に向けて随時更新しながら取り組んでまいります。
5 個人情報の保護について	支所において縦覧されていた目標地図の案に記載された「目標地図に位置付ける者」には個人名が表示されていたが、個人名を表示するのであれば、予め当事者の同意を得るべきである。	法第19条の規定により地域計画に農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画については、法令に基づく手続きとして、本人の同意なく地域計画の案の縦覧を行うことが可能とされております。
6 地域計画としての体をなしていないことについて	目標地図が現状を表したものとまっているなど全体として計画の体をなしていません。今後速やかに目標地図の策定作業を進め、更新計画として改めて縦覧されることを求めます。	当計画において、まずは現状維持を目標として策定したところであり、当計画は毎年見直していくものであるため、引き続き、実現に向けて随時更新しながら取り組んでまいります。